

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	道路交通安全性を確保・向上する		評価方式	総合(実績)事業	番号	5-15
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	640,453,064 <2,014,517,000>	565,396,272 <1,645,862,000>	440,122,163 <1,265,501,000>			
（ 補 正 後 ）	693,793,161 <2,080,842,156>	679,999,272 <2,026,370,416>				
前年度繰越額（千円）	0 <254,416,017>	166,739,931 <89,686,305>				
予備費使用額（千円）	0 <0>	0 <0>				
流用等増△減額（千円）	0 <0>	780,000 <0>				
歳出予算現額（千円）	838,035,233 <2,335,258,173>	847,519,203 <2,116,056,721>				
支出済歳出額（千円）	668,972,381 <2,191,461,188>	709,382,375 <2,072,805,987>				
翌年度繰越額（千円）	166,739,931 <143,429,370>	133,527,361 <8,306,377>				
不用額（千円）	2,322,921 <367,616>	4,609,467 <34,944,356>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪として、データに基づいた効果的・効率的な対策を実施し、特に幹線道路においては、限られた予算の中、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、「成果を上げるマネジメント」を交通安全分野に導入する。また、地方自治体における長寿命化修繕計画策定への支援を図る。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		道路交通安全の安全性を確保・向上する				番号	5-15		(千円)
		予 算 科 目							
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額		
対応表において● となっているもの	A 1	社会資本整備事業	道路整備勘定	道路交通安全対策事業費	道路更新防災等対策事業及び維持に必要な経費	166,643,500	166,700,000		
	A 2	社会資本整備事業	道路整備勘定	道路交通安全対策事業費	道路交通安全対策事業に必要な経費	181,841,000	173,640,000		
	A 3	社会資本整備事業	道路整備勘定	北海道道路交通安全対策事業費	道路更新防災等対策事業及び維持に必要な経費	58,707,000	53,312,000		
	A 4	社会資本整備事業	道路整備勘定	北海道道路交通安全対策事業費	道路交通安全対策事業に必要な経費	22,730,000	22,485,000		
	A 5	社会資本整備事業	道路整備勘定	離島道路交通安全対策事業費	奄美群島道路更新防災等対策事業に必要な経費	66,000	0		
	A 6	社会資本整備事業	道路整備勘定	沖縄道路交通安全対策事業費	道路更新防災等対策事業及び維持に必要な経費	5,628,000	4,757,000		
	A 7	社会資本整備事業	道路整備勘定	沖縄道路交通安全対策事業費	道路交通安全対策事業に必要な経費	3,820,000	4,760,000		
	A 8	一般会計	国土交通本省	道路交通安全対策費	道路交通安全対策に必要な経費	686,663	560,000		
	小計					440,122,163	426,214,000		
対応表において◆ となっているもの	B 1	一般会計	国土交通本省	北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	道路環境整備事業の財源の社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経費	< 19,143,000 >	< 18,897,000 >		
	B 2	一般会計	国土交通本省	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	道路環境整備事業の財源の社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経費	< 237,294,000 >	< 222,646,000 >		
	B 3								
	B 4								
	小計					<256,437,000> の内数	<241,543,000> の内数		
対応表において○ となっているもの	C 1					< >	< >		
	C 2					< >	< >		
	C 3					< >	< >		
	C 4					< >	< >		
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D 1	一般会計	国土交通本省	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	道路整備事業の財源の社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経費	< 801,247,000 >	< 743,673,000 >		
	D 2	一般会計	国土交通本省	北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	道路整備事業の財源の社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経費	< 126,006,000 >	< 108,684,000 >		
	D 3	一般会計	国土交通本省	離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	道路整備事業の財源の社会資本整備事業特別会計道路整備勘定へ繰入れに必要な経費	< 1,811,000 >	< 800,000 >		
	D 4	社会資本整備事業	道路整備勘定	地方道路整備臨時貸付金	地方道路整備臨時貸付金に必要な経費	< 80,000,000 >	< 80,000,000 >		
	小計					<1,009,064,000> の内数	<933,157,000> の内数		
合計					440,122,163	426,214,000			
					<1,265,501,000> の内数	<1,174,700,000> の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	道路交通の安全性を確保・向上する			番号	5-15			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:道路局総務課、企画課道路事業分析評価室
 担当者(連絡先):総務課 横山、坂上(37124,37127)
 企画課 柗津(37516)

評価実施時期:平成 年 月

<p>政策名</p>	<p>道路交通の安全性を確保・向上する</p>	<p>番号</p>	<p>安全-5-15</p>
<p>政策の概要</p>	<p>信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 一部の業績指標については対策実施後の指標値による今後の評価が必要ではあるが、その他の業績指標については概ね順調かつ着実に推移しているところである。さらなる道路交通の安全性の確保・向上のため、引き続き、信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な維持管理を推進していく。</p> <p>(必要性) 平成21年中の交通事故による死者数は4,914人で、9年連続の減少となるとともに、昭和27年以来57年振りに5,000人を下回ったが、交通事故による死傷者数は依然90万人を超えている。我が国の死傷事故率については大きく改善してきたものの、なお欧米諸国の水準を上回っている状況にある。また近年、大規模地震が相次いだことなどを受け、国民の間に災害への危機感が高まっている。さらに、高齢化する道路ストックが急増し、建設後50年以上の橋梁は2029年度に51%を占めるまでに増加する。こうしたリスクに対する安全性や安心感の向上は必要不可欠なものであり、そのためにも、信頼性の高い道路ネットワークの形成や交通安全対策、戦略的な道路管理を進めていくことが必要である。</p> <p>(効率性) 交通安全対策については、平成21年3月に国土交通省と警察庁が、歩行者・自転車死傷事故発生割合が高く面的な事故抑止対策を実施すべきエリアを「あんしん歩行エリア」として、また事故の発生割合の高い区間のうち、特に重点的に対策を実施すべき区間を「事故危険箇所」として指定し、地域の状況等を踏まえつつ、重点的に実施しているところである。 また、道路橋の予防保全に対する取組みについては、都道府県道、市町村道における長寿命化修繕計画の策定が課題であり、地方自治体職員を対象とした橋梁点検の講習会の開催等の技術的支援や長寿命化修繕計画の策定及び当該計画の策定のために実施する健全度の把握のための点検に要する費用に対する財政的な支援を行っているところである。 このように課題に対して重点的に投資をしており、効率的に施策を実施していると評価できる。</p> <p>(有効性) 交通安全対策については、道路管理者と公安委員会が連携して、「あんしん歩行エリア」や「事故危険箇所」を含め、交通の安全の確保が必要な道路上において交通安全施設等の整備を実施しており、これらの対策により交通事故の減少に努めているところである。 大規模な地震の発生や豪雨・豪雪等の発生に備えるため、橋梁の耐震対策、道路斜面等の防災対策、雪寒対策等の道路の整備を推進している。また、高速道路から市町村道までの道路橋について定期点検に基づく「早期発見・早期補修の予防保全」を計画的に実施することで、道路ネットワークの信頼性向上、及び道路橋の長寿命化を図っているところである。 「全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率」及び「道路交通における死傷事故率」の業績指標については、概ね順調かつ着実に推移していることから、上記の取組内容が道路交通の安全性の確保・向上に有効であると評価できる。なお、「あんしん歩行エリア」及び「事故危険箇所」での取組みの有効性については今後、対策実施後の事故データを用いて、「あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率」及び「事故危険箇所の死傷事故抑止率」を算出し、評価する。</p> <p>(反映の方向性) ・幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪として、データに基づいた効果的・効率的な対策を実施し、特に幹線道路においては、限られた予算の中、交通事故対策への投資効率を最大限高めるため、「成果を上げるマネジメント」を交通安全分野に導入 ・地方自治体における長寿命化修繕計画策定への支援</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
道路交通の安全性を確保・向上する	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	%	28 19年度	28	41	54	概ね100 24年度	予防保全への転換に向け、5年後の平成24年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする
	道路交通における死傷事故率	件/億台キロ	約109 19年	約109	約103	約99(暫定値)	約1割削減(約100件/億台キロ) 24年	死傷事故率を過去の欧米と同程度のペース(5年で約1割)で削減することを旨とする。5年後のH24年末までに、H19年値に対して死傷事故率を約1割削減することを目標とする。
	あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率		- -	-	-	-	約2割抑止 24年	旧社会資本整備重点計画の計画期間(平成15年～平成19年)におけるDID地区での歩行者・自転車死傷事故数は約1割減少したことを踏まえ、DID地区にあり、公安委員会と道路管理者が連携して特に重点的に交通事故対策を実施する地区であるところのあんしん歩行エリアについては、平成21年3月にエリアを新たに指定して、その2倍のペースで歩行者・自転車死傷事故数を抑止することを旨とする。
	事故危険箇所の死傷事故抑止率		- -	-	-	-	約3割抑止 24年	旧社会資本整備重点計画(平成15年度～19年度)における事故危険箇所対策では、事故抑止率約3割の目標を概ね達成していることから、平成21年3月に箇所を新たに指定して、引き続き本対策を実施することとし、その目標値についても前回同様約3割抑止とする。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	社会資本整備重点計画	平成21年3月31日	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率【28% (H19) →概ね100% (H24)】 道路交通における死傷事故率【約109件/億台キロ (H19) →約1割削減(約100件/億台キロ) (H24)】 あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率【H24までに対策実施地区における歩行者・自転車死傷事故数について約2割抑止】 事故危険箇所の死傷事故抑止率【H24までに対策実施地区における歩行者・自転車死傷事故数について約3割抑止】
	第169回 施政方針演説	平成20年1月18日	「道路の維持・補修など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」 「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」
	新成長戦略(基本方針)	平成21年12月30日	「維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要」
	新成長戦略	平成22年6月18日	「高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。」
第8次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第一部第一章第二節10項II交通安全基本計画における目標に「交通事故死者数5,500人以下、交通事故死傷者数100万人以下」と平成22年度までの目標値を記載	